

筑前町教育大綱策定方針(案)

1 策定の趣旨

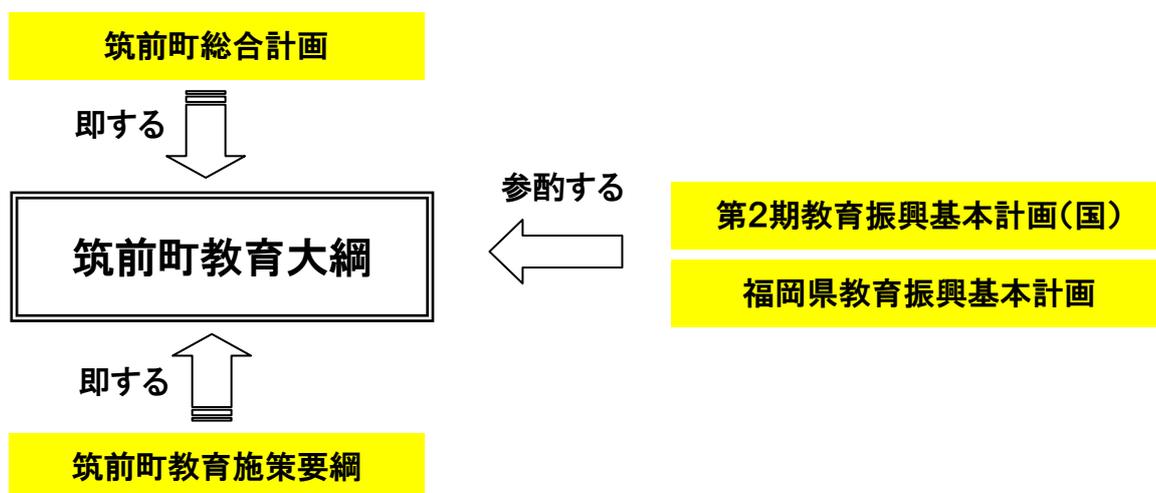
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき筑前町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

2 大綱の期間

国の教育振興基本計画の期間と同様、実効性のある計画期間として5年間の基本とする。

3 大綱の位置付け

この大綱は、筑前町の教育行政を推進するための基本指針となるもの。総合的な施策（教育、学術、文化）の目標、根本となる方針であり、詳細な施策を策定するものではない。



4 策定までのスケジュール

- 第1回 7月21日 筑前町総合教育会議設置要綱について、フリートーク
- 第2回 9月24日 大綱策定方針(案)、教育に関する課題の共有
- 第3回 11月下旬 大綱に盛り込むべき内容の検討
- 第4回 1月下旬 大綱(案)の提示
- 第5回 2～3月 大綱決定

→今回、町長が案を提示したことにより大綱決定が早まる可能性あり